第5次東温市行政改革大綱・実施プラン

~「意識」と「仕組み」を変える!オール東温の市政推進体制実現プラン~



令和4年4月

東温市

< 目 次 >

			ベーシ
1	これまでの行政		1
2			2
		冷化・人口減少の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		€・地方創生の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		l/化の急速な進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(4)厳しさる	を増す財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	行政改革の必要	要性	4
4	第5次行政改革	■ また網・実施プランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1)推進期間	<u> </u>	5
	(2)行政改革	草の推進体制と進捗管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		兄の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(4)東温市行	丁政改革組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	行政改革大綱の	D方針·····	7
	(1)基本方針	; †·····	7
	(2) 4つの基	基本目標と取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	基本目標1	業務プロセスのさらなる改善・効率化	7
	基本目標2	業務推進体制の見直しとチーム力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	基本目標3	市民とともに考える、便利で温かみのある行政サービスの実現・・	9
	基本目標4	官民協働による持続可能なまちづくりの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	第5次行政改革	草実施プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(1)実施プラ	ラン体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(2)推進項目]• 具体的取組	11
	基本目標1	業務プロセスのさらなる改善・効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	基本目標2	業務推進体制の見直しとチーム力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	基本目標3	市民とともに考える、便利で温かみのある行政サービスの実現・・	25
	基本目標4	官民協働による持続可能なまちづくりの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

モノの改革、仕組みの改革、 そして心の改革を通して、 「オール東温」の市政実現へ



本市では、平成 17 年度に「東温市行政改革大綱」を策定して以降、より効果的・効率的で持続可能な行財政の推進に向け、連綿と行政改革の取組を続けており、直近では、平成 29 年度からの5年間を推進期間とする「第4次東温市行政改革大綱・実施プラン」を策定し、各種取組を進めてまいりました。

この間にも、社会・経済情勢は目まぐるしく変化を続けており、人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、自然災害の頻発化や激甚化、新型コロナウイルス感染症による地域経済や市民生活への影響等、行政として対応すべき課題はますます複雑化・高度化し、従来に増して迅速さも求められています。一方、SDGsの理念に代表されるように、市民・事業者の皆さまをはじめ、多様な主体との連携・協働の重要性が高まっており、未来を見据えた持続可能なまちづくりの視点も大変重要となっています。

こうした諸課題に直面している中、基礎自治体である本市には、従来の「縦割り」を超える横串型の業務推進体制が必要と考えており、そのためには、これまでの行政改革で主眼を置いてきた合理化・効率化や経費の節減にとどまらず、市民視点・未来志向の住民サービスを、政策分野を超えた議論の中から、市民・事業者の皆さまと共に創っていくことが重要と考えています。

これらの方針に基づき、この度の「第5次行政改革大綱・実施プラン」は、本市が全庁 一体の行政組織として、機動的かつ柔軟に役割を果たしていけるよう、施策を推進してい く上でのプロセスや仕組み、職員の働き方や市民サービスへの意識を改革していくための 大要と具体的な取組を定めるために策定いたします。

本プランを実りあるものとするため、市民・事業者の皆さま、議員、職員が理念と目標を共有し、「オール東温」で推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、貴重なご意見やご提言を賜りました東温市行政改革 推進委員会委員の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和4年4月

東温市長 加 藤 章

1. これまでの行政改革への取組

(1) **東温市行政改革大綱、集中改革プラン** 平成 17 年度~21 年度 (5ヵ年)

事務組織・機構の見直しや定員管理の適正化など、8つの重点項目を掲げ、安定した行政サービスの継続と、よりスリムで市民満足度の高い行政運営を目指し、危機意識と改革意識を持って行政改革を推進しました。

(2) 第2次東温市行政改革大綱、集中改革プラン 平成22年度~24年度(3ヵ年)

第1次の行政改革の成果を踏まえ、より具体的な改善・改革に全ての係が前向きな視点で取り組むため、「~1係1改革運動~」をサブタイトルとして、「市民と行政が協働する自治の実現」「市民に必要な行政サービスの提供」「市民のための健全財政の確立」を基本方針として、職場全体で行政改革に取り組みました。

(3) 第3次東温市行政改革大綱・実施プラン 平成 25 年度~28 年度 (4ヵ年)

第1次、第2次の行政改革での取組を継承しつつ、社会情勢の変化等に対応するため、 「よりよい行政サービスへの挑戦」を基本方針として、若手職員の提案も踏まえて新たな 取組を追加し、職員一人ひとりが問題意識を持ちながら行政改革の取組を進めました。

(4) 第4次東温市行政改革大綱・実施プラン 平成 29 年度~令和 3 年度 (5 ヵ年)

第3次までの行政改革の取組を継承しつつ、地方分権改革への対応や地方創生の推進を 図り、自らの判断と責任による持続可能な行政運営を実現していくため、「もう一歩前へ! 行革前進プラン」を基本方針として、全ての職員が問題意識を持ちながら、知恵と工夫を 凝らして行政改革に取り組みました。

◆ ◆ ◆ これまでの主な取組項目 ◆ ◆ ◆

- ①事務組織・機構の見直し、定員管理の適正化
 - 課・室の新設や統合による効率的な組織体制の構築、分掌事務の見直し 新規採用職員数の平準化を図り、適正な定員の管理を実施
- ②使用料の見直し・適正化

使用料の改定や使用時間に関する区分を変更し、受益者負担の公平性を確保

③市有施設管理運営方法の見直し

委託契約の一本化や指定管理者制度の導入によるコストの削減とサービス向上

④ESCO 手法(環境配慮契約法)の導入

改修費用を光熱水費の削減で賄い、財政負担の平準化と市有施設の省エネ化を実施

⑤身近な業務の改善、若手職員による業務改善・改革

職員が手軽に改革・改善の提案ができる環境を整備し、情報共有と意識改革 若手職員による施策の提案体制の整備、提案施策の市政への反映

⑥窓ロサービスの充実

マイナンバーカードを普及・啓発し、行政のデジタル化に向けた基盤を強化

⑦協働のまちづくりの推進

行政区別・世代別タウンミーティングを実施し、市民の声を市政に反映

2. 社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

本市の総人口は、令和2年の国勢調査によると33,903人となり、平成27年の前回調査と比べて710人減少(増減率は△2.05%で、県内では松山市、松前町に続き3番目に低い)となりました。また、年齢別では、15歳未満人口が12.2%(前回比0.6ポイント減)、15~64歳人口が57.4%(前回比2.1ポイント減)、65歳以上人口は30.3%(2.6ポイント増)となり、県内市町の中では比較的緩やかではあるものの、人口減少・少子高齢化の傾向が明らかとなっています。

こうした人口減少・少子高齢化の進行は、働き手の減少や消費市場の縮小など、地域社会の活力低下を引き起こすとともに、社会保障関係費の増大や、税収減による公共サービスの水準低下なども懸念されることから、将来を見据えた行政運営が求められています。

(2) 地方分権・地方創生の進展

国では、これまで11次にわたり地方分権一括法等を施行するなど、平成18年から継続して第2次地方分権改革を進めており、平成26年からは、自治体からの提案に基づき権限移譲や規制緩和が行われるボトムアップ型の改革の仕組みが定着しています。また、平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、全国の自治体が、自らのまちの特性や複雑化・多様化する住民ニーズを的確に捉え、自主的・自律的にまちづくりを進めることにより、人口減少対策と地方創生を推進する方向性が示されました。

本市においても、平成27年10月に「東温市人口ビジョン」及び「東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、まちの魅力を高め、人々が交流し、しごとが生み出される好循環を目指した様々な取組を進めました。その成果を踏まえ、令和2年3月に「第2期東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、SDGsなどの新たな課題への対応を考慮しながら、持続可能な地域社会の構築を目指した取組を進めています。

(3) デジタル化の急速な進行

令和2年から続くコロナ禍は、日本社会のデジタル化の遅れを浮き彫りにし、国では、 行政のデジタル化を省庁横断型で進めるため、令和3年にデジタル庁を開設しました。

また、愛媛県においても、令和5年度までを計画期間とした「愛媛県デジタル総合戦略」を策定するなど、日本全体において、単にデジタル技術を導入する「ICT化」にとどまらず、デジタル技術の活用を前提とした業務の進め方やサービス提供の方法に根本から変革していく取組(DX:デジタルトランスフォーメーション)が本格化しています。

これらの状況を踏まえ、本市では令和3年3月に「東温市デジタル化マスタープラン」を策定し、このプランに基づき、縦割りの意識・仕組みからの脱却を図り、真に市民にとって有益な行政サービスのあり方と、それを実現するために最適な業務推進方法を組織全体で考え、変革していく取組を開始しています。

(4)厳しさを増す財政状況

令和2年度決算における本市の財政指標を見ると、実質公債費比率が11.6%(令和元年度比0.6ポイント減)、将来負担比率が63.0%(令和元年度比8.9%ポイント減)など、現在のところ健全な数値の範囲内ですが、経常収支比率は96.2%と、本市発足以降、最も高い水準となっており、財政構造の硬直化が進み、新規事業等に積極的に投資することが困難な状況が続いています。

今後、さらに人口減少・少子高齢化が進行する中、歳出については、社会保障関係費の 増加が避けられない状況であることに加えて、令和4年度から始まる燃やすごみ焼却処分 の委託費用や老朽化による既存公共施設の更新・長寿命化費用など、多額の需要が見込ま れます。

一方、歳入については、令和4年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により減少は避けられないと考えられるほか、長期的にも人口減少・少子高齢化の進行により減少していくことが予想されます。

こうした厳しい状況の中、財政の健全度を保ちつつ、山積する政策課題に積極的に対応 していくためには、既存の事務事業や業務の進め方、さらには組織のあり方を見直し、歳 入に見合った財政規模で最大限の効果を生み出すための改革が求められています。

◆本市の財政指標

(単位:%)

									`—	, •,
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
経常収支比率	83.3	87.2	89.0	89.4	88.4	84.2	86.1	87.9	87.1	88.7
実質公債費比率	12.8	13.4	13.7	14.2	14.3	14.1	13.8	13.5	13.2	12.5
将来負担比率	-	-	105.8	120.1	109.1	93.4	92.3	87.2	77.3	72.6

	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
経常収支比率	84.1	94.1	93.4	94.8	96.0	96.2	(-	財政構造の硬直化
実質公債費比率	11.5	11.2	11.5	12.0	12.2	11.6		傾向の改善が急務!
将来負担比率	62.2	60.0	72.6	69.0	71.9	63.0	, '	

経常収支比率・・・財政構造の弾力性(柔軟性)を判断するための指標 この比率が低いほど自由に使えるお金が多いことを示す

実質公債費比率・・地方債の元利償還金に公営企業債の返済に充てられた繰出金などを加えた 実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標

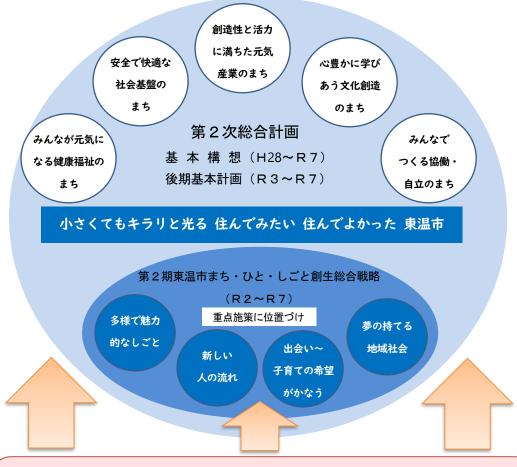
将来負担比率・・・現時点で想定される将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模の何倍あるのかを表す指標将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す ※地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標

3. 行政改革の必要性

コロナ禍が長期化する中、大きな影響を受けている市民生活や地域経済への対応、急速 に進むデジタル化への対応など、基礎自治体である本市には、従来どおりの行政サービス を確実に提供するだけでなく、喫緊の課題を的確に分析し、スピード感を持って解決・改 善していく体制づくりが求められています。

一方、人口減少・少子高齢化による社会保障関係費の増加や市税収入の減少が確実に進む中、持続可能なまちづくりに向けた都市基盤の計画的な見直しや、南海トラフ大地震をはじめとする大規模災害への事前の備えなど、将来を見据えた施策を疎かにすることはできない状況です。

こうした状況の中、「第2次東温市総合計画」で掲げる将来像「小さくても キラリと 光る 住んでみたい 住んでよかった 東温市」を市民、事業者その他本市に関わる全ての 人々とともに実現していくためには、行政のあり方を絶えず見直し、改善・改革を図って いく必要があることから、第4次行政改革の取組を継承しつつ、新たな視点を盛り込み、 第5次行政改革大綱・実施プラン(以下「本プラン」)を策定します。



第5次行政改革大綱・実施プラン

新たな時代に即した働き方改革と業務プロセスの改善により、市の 最上位計画「第2次総合計画」の実現を支える組織基盤を強化

4. 第5次行政改革大綱・実施プランの推進

(1) 推進期間

本プランの推進期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。ただし、コロナ 禍により社会・経済が大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、推進期間内であっても、 必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(2) 行政改革の推進体制と進捗管理体制

本プランの推進については、市長を本部長とする行政改革推進本部を中心に行うとともに、専門的な協議又は調整を行う専門部会(課長等又は課長等が推薦する職員により構成)については、令和3年度から分野横断型の組織に改め、これまで以上に組織内、職員間の連携を図りながら行政改革を推進します。

また、学識経験者や各方面の専門家など、外部委員で構成する行政改革推進委員会に実施プランの進捗状況及び成果を報告し、意見を求めるとともに、委員の意見を今後の行政 改革に反映することとします。

(3) 進捗状況の公表

行政改革の取組状況については、毎年度行政改革推進委員会に報告を行うとともに、ホームページや広報紙を活用して市民に広く公表していきます。

〇行政改革推進委員会(東温市行政改革推進委員会規則)

行政関係者の視点だけに偏らず、各専門分野や市民の視点からの多様な意見を本市の行政改革に反映するため、市長が委嘱する委員 10 人以内で構成する附属機関です。 市長の諮問に応じ、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議し、市長にその意見を答申します。

〇行政改革推進本部(東温市行政改革推進本部設置要綱)

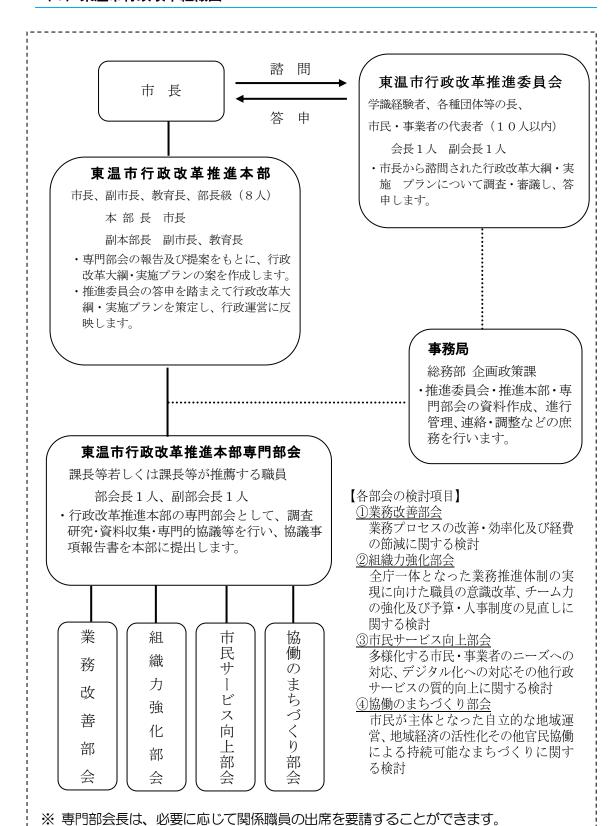
本部長は市長、副本部長は副市長・教育長、本部員は部長級職員により構成します。 行政改革大綱の策定・実施及び行政改革に係る重要事項に関し、審議し推進します。

〇行政改革推進本部専門部会(東温市行政改革推進本部専門部会規程)

専門部会は、業務改善部会、組織力強化部会、市民サービス向上部会及び協働のまちづくり部会の4部会です。

各部会の構成員は、課長等又は課長等が推薦する職員により構成します。

行政改革大綱の策定・実施及び行政改革に係る重要事項に関し、本部の指示により、 専門的に協議又は調整します。



5. 行政改革大綱の方針

(1) 基本方針

行政の「意識」と「仕組み」を改革し、市民に一体的な サービスを提供するオール東温の市政推進体制を構築する

社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、多様化・高度化する市民 ニーズに迅速かつ適切に対応できる行政サービスを提供していくためには、各分野全般に わたり従来の価値観や手法にとらわれず、常日頃から継続して行政改革に取り組んでいく ことが重要です。

第5次行政改革では、第4次行政改革までに成果を挙げてきた財政的な効果(歳出削減 や歳入強化)を追求する「量的な改革」をさらに効果的な手法で継承するとともに、デジ タル技術等を活用して内部の定型業務を最小化し、市民の視点に立った柔軟で心のこもっ た行政サービスを最大化する「質的な改革」を実現するため、全ての職員が「オール東 温」の意識を持ったチームの一員となり、持てる力を結集する「仕組み」づくりに重点的 に取り組むこととします。

(2) 4つの基本目標と取組方針

基本方針に基づく改革を推進するため、4つの基本目標を掲げ、取り組んでいきます。

基本目標1 業務プロセスのさらなる改善・効率化

事務事業そのものの必要性や有効性を事前・事後に評価する仕組みに加え、業務プロセスを再構築する仕組みづくりを進め、さらなる改善・効率化を目指します。

【取組方針】

電子決裁の本格実施など、大多数の職員の業務の効率化に関わる取組から優先的に進めます。各専門分野においては、個別の業務プロセスを可視化し、非効率なプロセスを抽出・分析した上で、既存の規程、マニュアル等の改正を含め、業務の進め方を根本から再構築するとともに、必要に応じてデジタル技術を導入します。

また、政策決定における検討から意思決定までの精度向上と迅速化を図るため、政策決定プロセスの検証・再構築を進めるとともに、事務事業評価結果を予算に反映するなどの 運用改善を検討し、市の政策全体を統括するマネジメントを強化します。

【推進項目】

- 1 意思決定の迅速化
- 2 事務事業の抜本的な見直し
- 3 細かな業務プロセスの改善

縦割り・属人化傾向から脱却し、職員同士が密なコミュニケーションのもと目標を見いだし、その達成に向けて力を結集できる体制づくりを目指します。

【取組方針】

人口減少により職員数の増加が見込めない中、複雑化・多様化する政策課題に組織全体で的確に対応していくため、担当分野や課・係の枠にとらわれることなく、職員一人ひとりの多様な個性や能力を目標達成のために結集する、チーム型の業務推進体制を検討していきます。

また、職員同士が互いを尊重し、オープンに政策議論を深め、日常においても活発な情報共有や意見交換により業務の質を高め合っていけるよう、デジタル技術を活用しながらコミュニケーションの変革に取り組みます。

さらに、大規模災害への備えやDX・デジタル化などの喫緊の政策課題に対する組織的な対応力を高めるため、各種の専門的人材を育成・確保するとともに、多様な立場に配慮した働きがいのある職場環境づくりを進めます。

【推進項目】

- 1 チームで業務を推進する仕組みづくり
- 2 会議・コミュニケーションの変革
- 3 専門的人材の育成・確保
- 4 働き方の多様化への対応

★なぜ、チーム力の強化が必要か?

一般に縦割り型組織では、明確な指揮命令系統と役割分担に基づき、各部署が責任を持って業務を遂行できる利点がありますが、1つの組織としての一体的・統合的なサービスの提供や、組織全体で生み出せる相乗効果という点において、横の連携やチームづくりの重要性が増しています。

【縦割りの弊害の例】

「市の共通目標は知っているが、自部署には関係ない。」「隣の課、係が何をやっているのか知らない。」「担当者は決められた仕事をやっておけば良い。」・・・

→全体目標の追求ではなく個別部署の防衛に偏り、新たなアイデアや相乗効果が生まれにくい

★チームづくりにおいて基本となる考え方

- (1) 互いを知り、強み・弱みを共有し、助け合える信頼関係を構築すること。
- (2) 信頼関係に基づき、オープンな議論を行い、共通目標を見いだすこと。
- →共通目標の達成に向け、各自の能力を結集し、効果を最大化する。

市民とともに問題点を考え、改善を図りながら、利便性が高く効率的であるだけで なく、心のこもった行政サービスとして価値を高めていくことを目指します。

【取組方針】

窓口サービスについては、実際に窓口を訪れる市民の協力を得て改善点を検討し、これ を基に手続所要時間の短縮や対応方法の改善を図ります。

また、デジタル社会の急速な進展を踏まえ、従来の窓口対応・紙申請・現金払いによる 手続方法から、オンライン申請・キャッシュレス決済による手続方法への転換を図る一 方、デジタルに不慣れな市民には窓口でより丁寧な説明・対応を行うなど、各層のニーズ に合わせて各種システムの再構築を行います。

また、松山市をはじめとする近隣自治体との広域連携により、救急時の対応の迅速化や 障がいのある方への対応強化を図ります。

【推進項目】

1 来庁者視点の窓口づくり 3 収納方法の多様化

2 手続のオンライン化 4 救急対応の強化

基本目標4 官民協働による持続可能なまちづくりの強化

まちづくりの主役は市民・事業者であることを改めて認識し、常に誠実に市 民・事業者と向き合い、協働のあるべき姿を見いだすことを目指します。

【取組方針】

人口減少対策やSDGsへの対応、大規模災害への備えなど、将来を見据えた持続可能 なまちづくりを進めていくため、市民・事業者との対話の機会を確保し、水平的な協働関 係を構築していきます。

また、多様な事業を展開する中小零細企業や住民組織等は、地域の活力を維持・創出し ていく上でのエンジンとなる存在であり、行政はそれらの主体を支える存在として、課題 を迅速に把握し、効果的な支援策を講じていきます。

一方、行政サービスにおいても、従来型の直営・高コスト体質からの転換を強く意識 し、指定管理者の導入など、企業が培ってきたノウハウの活用をさらに推進します。

【推進項目】

- 1 協働に関する相互理解の促進
- 2 地域活性化事業の検証と新たな目標設定
- 3 市民団体、企業、大学との連携強化
- 4 公共施設サービスの維持・向上
- 5 受益者負担の適正化
- 6 SDGsの推進

6. 第5次行政改革実施プラン

(1) 実施プラン体系図

【基本方針】

行政の「意識」と「仕組み」を改革し、市民に一体的な サービスを提供するオール東温の市政推進体制を構築する



(2)推進項目・具体的取組

基本目標1 業務プロセスのさらなる改善・効率化

1. 意思決定の迅速化

施策No.1 I	施策No.1 政策決定プロセスの再構築											
現状と 問題点	重要案件は企画検討会議での検討を経て政策調整会議で決定する仕組みとしているが、 迅速な意思決定が求められる場面の増加に伴い、三役・部長会議など他の方法で調整・判 断せざるを得ない例もあり、案件ごとに政策決定プロセスに差異が生じている。											
解決に向けた方向性	現状における一連の政策決定プロセスを検証し、規程、マニュアル等の改正の必要性を 含め、運用改善及び標準化の検討を進める。											
本施策の 最終目標	令和6年度までに、政策決定プロセスを標準化し、精度の高い政策検討と迅速な意思決 定に繋げる。											

細項目①	政策決定プロ	コセスの検証	• 標準化				取約	組部署	2
	令和4年	度から、企画」	立案から政策	央定までの一ž	連の	主担	当課	企画政策課	
	様々な案件改善を検討し	プロセスを整理・検証した上で、重要性や性質の異なる様々な案件に柔軟かつ迅速に対応可能なプロセスへの改善を検討し、必要に応じて規程の改正を行い、令和6年度からの標準化を目指す。						総務	落課
取組内容	W.I.T. D.		R4	R5	١	7 6	R7		R8
	指標名	基準年度		工程					
	(単位)	(R3)		を測る指標(KPI)					
	_	_	検討	規程改正	実施 準化	. 標			→
		_	_	_		_	_		_

細項目②	部局内マネ	ジメント体制の	の整備				取組部署			
		プロセスの検討				主担	当課	企画	〕 政策課	
		4年度から、事業評価や優先度の判断等を各部局内で 								
	15.14 D	++×+	R4	R5	ſ	7 6	R7	,	R8	
取組内容	指標名	基準年度		工程						
	(単位)	(R3)		達	成度を	E測る指	標(KPI)		
	_	_	検討	規程改正	実施	3	→		→	
		_	_	_		_			_	

1. 意思決定の迅速化

施策№2 文書の電子化											
現状と 問題点			て回付する起				進捗状況	兄が把	握しにく		
解決に向け た方向性		システムの電	子決裁機能を	活用し、決裁	の迅速	速化とペ	:-/\-L	ノス化	を図るとと		
本施策の 最終目標	【検証方法】	令和8年度までに、起案文書等の作成から決裁までの平均時間を5%以上短縮する。 【検証方法】令和3年度に作成する業務量積算表(令和2年度実績)から各部署1つず つサンプル文書を選定(内部で非公開とする)し、毎年度比較する。									
細項目	電子決裁の	電子決裁の本格実施取組部署									
	電子決裁を記しまり直ちにより直ちに子決裁に対応 段階的に電	令和4年度から、原則として全事務事業を対象として 電子決裁を実施する。事業の特性や添付書類等の問題 により直ちに電子決裁に移行できない事務事業は、電 子決裁に対応可能な業務プロセスへの見直しを進め、 段階的に電子決裁率の向上を図る。また、文書を紙で はなくデータで保管する際の基準・ルールを構築し、 徹底する。									
取組内容	指標名	基準年度	R4	R5	l	R6	R7	•	R8		
	(単位)	(R3)			成度を	工程	標(KPI)			
	電子決裁	試行•検 証	本格実施	→	NIX C	→ -~~	→		→		
	率 (%)	0	30	30 45 6		60	75	5	90		

2. 事務事業の抜本的な見直し

施策No.3 事務事業評価結果の予算への反映										
現状と 問題点	について検診	対し、結果を	ど、新規事業 予算編成に反 すべき事業と る。	映する仕組み	が弱く	く、組織	的なPD	CAカ	実践できて	
解決に向けた方向性	上、廃止・!	見直し・重点	よりランク付 化事業のリス 改善を検討す	トアップ(事						
本施策の 最終目標		までに全事系 見直しを目指	务事業の総点标 す。	倹を完了し、!	5年間	1で80以	上の事剤	务事業	の実施内容	
	令和4年度から令和8年度までの5年間で全事務事業 取組部署									
		の評価を実施し、その結果に基づき事業内容を見直す 仕組みの定着を図る。評価に当たっては、従来の担当						政策課		
	課による一次 し対象事業の 等での最終	欠・二次評価で の絞込みを実施 調整により廃 次年度の実施	画に当にって 後、政策担当 施し、行政改 止・見直し・ 内容及び予算	課において見 革推進本部会 重点化等の方	直議針	関係	系課	全課	ē.	
取組内容	指標名	基準年度	R4	R5		R6	R7	7	R8	
	(単位)	を年4月 (R3)				工程				
	(+12)			達	成度を	を測る指	標(KPI)		
	行政改革 推進本部 等での見	準備、試 行	事業評価 →次年度 予算反映	→		\rightarrow	→		→	
	直し検討 事務事業 数(累 計)	_	20 40			60 80)	100	

3. 細かな業務プロセスの改善

施策No.4 業務プロセスの可視化と細かな改善											
現状と 問題点	した資料が	全庁統一的な	セスと、各プ 資料としては る前提が整っ	作成されてお							
解決に向けた方向性	ごとに作成! 築 (BPR: : る。また、も	し、非効率な ビジネスプロ	、業務プロセ プロセスを抽 Iセス・リエン プロセス改善 いく。	出・分析・改 /ジニアリンク	善する ブ) を	ることに 進め、	より業績	タプロ の最カ	セスの再構		
本施策の 最終目標	毎年度継続して実施する事務事業の業務時間を、令和8年度までに正規職員・会計年度任用職員それぞれ10%以上短縮する。 【検証方法】令和3年度に作成する業務量積算表(令和2年度実績)からサンプルとして50の事務事業を選定(内部で非公開とする)し、総業務時間の比較を令和6年度(令和5年度実績)及び令和8年度(令和7年度実績)に実施する。										
	各事務事	業の担当課に	おいて、令和	4年度から毎年	年		取約	祖部署	2		
			しを実施する 、優良な改善	0 2 410 0 124 10 2 14		主担	当課	企画	ī政策課		
	り全庁に横原			2010 OIN	PIX	関係	系課	全課	3		
	指標名	基準年度	R4	R5		R6	R7	,	R8		
	(単位)	※年4月 (R3)				工程					
取組内容	\ \ \ <u>\</u>	(, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		達	成度を	を測る指	標(KPI)			
	業務プロ セスを改 善した事 務事業度 (1年度 当たり)	準備、試 行	実施(1 係 1 事務 事業以上 改善)	→		→	→		実施(1 係 2 事務 事業以上 改善)		
		_	_	(R4 年 (F 度事務事 度事		80 R5 年 事務事 実績)	100 (R6 度事發 業実終	年	120 (R7年 度事務事 業実績)		

3. 細かな業務プロセスの改善

施策No.5 R	PA(自動化	比技術)、A	AI等のデジタ	アル技術の導	拿入				
現状と 問題点			ばできない仕 な単純作業の				集中して	ていく	必要がある
解決に向けた方向性	大していく。	税務関係業	に行い(スモ 務においては におけるデジ	全体的にデジ	タルイ	とへの意	識が高く	<, –	
本施策の 最終目標	的に増加する	る業務時間を	型作業に係る 除く。) こ作成する業績 7年度実績)	務量積算表([:]	令和2	生度実終	責)と令	和8年	F度に作成
	令和4年度に、全事務事業から定型作業を伴う業務を 抽出し、令和5年度に、作業の効率化に適したデジタル 技術(RPA(自動化技術)、AI等)導入の検討を進め、 導入対象業務の選定及び要求仕様を決定する。これに基 づき、令和6年度から令和7年度にRPA等を導入し、関係課							定型	可政策課 と作業が生じ
			を重ねていく。 R4 R5			R6	R7	る全 ,	課 R8
取組内容	指標名 (単位)	基準年度 (R3)		\ -	15	工程	IT (1.40)	`	
					成度を	と測る指	標(KPI)	
	RPA (自動化)、AI等のデジ	_	定型業務 抽出	導入検討		人 • 検 改善	→		→
	ル技術の 導入数(令 和 5 年度 に設定)	_	_	_	未定		未定		未定

3. 細かな業務プロセスの改善

施策№6 フ	プロポーザル	の標準化									
現状と 問題点	伴い、プロス 改善や標準作 る。また、i	ポーザル方式 比・マニュア 是案側の事業 短時間のプ	務について、: の実施事例も ル化が進んで 者も多くの資 レゼン・直前	蓄積してきて おらず、実施 料作成が必要	いるが 時間 d であり	が、これ に事務コ り、負担	らの事例 ストがた が大き<	列を踏 いかり く提案	まえた業務 過ぎてい が集まりに		
解決に向け た方向性	プロポー	プロポーザル評価委員会の常設・事務の標準化を行う。									
本施策の 最終目標	20%短縮す	令和8年度までに、プロポーザルに係る1件当たりの平均業務時間を、令和2年度比で 20%短縮する。 【検証方法】毎年度作成する業務量積算表を用いる。									
	を改正し、 に、可能ない ンの募集・智 負担軽減に	令和4年度までに、プロポーザルの手順を定める規程を改正し、プロポーザル評価委員会を常設化するとともに、可能な限りプロセスを標準化する。併せて、プレゼンの募集・審査の実施方法をより合理的かつ提案者側の負担軽減にも配慮した方法に見直し、マニュアルとして関係課全課									
	指標名	基準年度	R4	R5	ſ	7 6	R7	7	R8		
取組内容	(単位)	至年4月 (R3)				工程					
	(+12)	(1.0)	実施フロ	達	成度を	E測る指	標(KPI)			
	プザるた り 間 い 1 り 業 の 務 短 (R2)	ザルに係 る1 件当 たりの平 均業務時 間の短縮		実施		→	→		→		
	年 度 比•%)	_	0	15	2	20	20)	20		

1. チームで業務を推進する仕組みづくり

施策№.7 ヲ	チーム型の業	終推進体制	の検討							
現状と 問題点	摘されてきた	こ中で、今後(の変化の激し	間の連携に弱 い社会経済情 体制の構築が	勢に多	柔軟に対	応してい			
解決に向けた方向性	務推進体制の 員で構成され つき主幹部	職員が部署の枠にとらわれず、「TEAM東温市」として結集し、成果を最大化する業務推進体制の実現を図るため、新たな部署横断的な政策課題が生じた際に、異なる課の職員で構成されたプロジェクトチームが、チームごとに明確化された決裁体系(1チームにつき主幹部長及び課長をその都度定める。)に沿って円滑に企画立案から実施までを完遂できる仕組みを構築し、組織としての対応力と柔軟性を高める。								
本施策の 最終目標	令和8年度までに、課の枠を超えたプロジェクトチームが組織できる仕組みづくりを目指す。									
細項目	プロジェク	プロジェクトチーム制の導入 取組部署								
	令和5年度までに、プロジェクトチームの指揮命令系 統や期間の明確化、所属部署の業務量調整などのルー						当課	企画	顶策課	
	ルを定める。 とした部、記 務推進の試行	ルを定める。令和6年度に喫緊の政策課題の解決を目的 とした部、課内等のプロジェクトチームを組織し、業 務推進の試行事例とする。この実績を検証し、「TE AM東温市」としての業務推進体制を検討していく。						総務課		
取組内容	指標名	基準年度	R4	R5	ſ	7 6	R7	•	R8	
	工程 (単位) (R3) 達成度を測る指標 (KPI)									
	プロジェ クトチー – ムによる		検討準備	検討、制度設計		式行	検証		検証	
	具体的な 業務試行 数	_	_	_		1	2		2	

1. チームで業務を推進する仕組みづくり

施策№8 人事評価制度の運用(評価基準)の見直し										
現状と 問題点	るため、より 改善が必要の 求する視点	人事評価制度については、職員の士気や能力発揮、育成に大きな影響を与える制度であるため、より多くの職員が納得感を持って前向きに取り組めるよう、効果検証と継続的な改善が必要となっている。評価基準についても、自らの担当業務や自部署の業績のみを追求する視点ではなく、今回の行革プランで目指す組織全体の目標への貢献や「チーム力の強化」を重視した基準への見直しを検討する必要がある。								
解決に向けた方向性	人事評価の項目に時間外勤務の縮減や業務のシェア、チームでの業務推進等の項目を入れる。率先して自らの担当業務を見直し、その結果事業が廃止又は未実施となった場合、合理的な進め方であれば減点しない、又は加点できる基準とする。また、庁内横断型のプロジェクトチームに参加・貢献した場合等に加点できる基準とする。									
本施策の 最終目標	令和8年度に実施する管理職を対象としたヒアリングで、所属職員の組織目標達成意識が向上したと感じる管理職の割合が60%以上となっている状況を目指す。									
	準の見直し ての業績向 直しを行う。	こ加えて、プ(上を評価基準 令和 7 年度 ニアリング等	手引上げを踏ま コジェクトチ 項目として取 及び令和 8 年 を実施し、改	ーム等、組織。 双り入れる等の 手度に評価者	ー とし の見 であ		当課	総務全管		
取組内容	指標名	基準年度	R4	R5	F	R6	R7	,	R8	
ם ביוםויאו	(単位)	(R3)		·李·	式座を	工程	tm (IZDI	`		
	所属職員 の組織員 標達成意 識が向上)組織目 — 検討 基準見直 基準見直 アリング → 『達成意 上案作成 上実施 実施								
したと感 じる管理 職の割合 (%)						_	50)	60	

2. 会議・コミュニケーションの変革

施策No.9 いつでもどこでも繋がる業務環境の整備										
現状と 問題点	境でしか業績 方の検討や、 基盤が整っ ⁻	庁内に無線LAN環境がないため、自席(有線LAN)又はWi-Fi機器を予め用意した環境でしか業務やWEB会議ができない。フリーアドレス等固定の自席にとらわれない働き方の検討や、会議資料のペーパーレス化が進んでおらず、効率化や生産性の向上に向けた基盤が整っていない。また、職員間でいつでもどこでも容易に情報共有や意見交換をできる仕組みがないため、必要以上に内線電話・会議・打合せが生じている。								
解決に向けた方向性	庁内ネットワーク機器の更新や業務用ネットワークの無線化により、業務の効率性・生産性を高めるための基盤を整え、ペーパーレス化やWEB会議の円滑化に繋げる。また、情報共有ツール(ビジネスチャット等)を導入し、環境を選ばず意見交換できるようにする。これにより会議・打合せ時のペーパーレス化をはじめ、全庁で紙中心の業務処理からの脱却を図る。									
本施策の 最終目標	令和8年度までに、市有施設の業務用無線ネットワーク(情報系・インターネット系) 整備率を100%とする。									
	令和4年	度までに、情	報系•インタ [.]	ーネット系ネ	ット		取約	且部署	?	
				ル化を実施す		主担	当課	企画	i政策課	
	職員同士が報	報告・相談なる るデジタルツ	どの情報共有な	庁舎内外を問わる意見交換を行る で意見交換を行る スチャット等。	行う	関係	系課	全課	1	
		+ +	R4	R5	ſ	R6	R7	•	R8	
取組内容	指標名 (単位)	基準年度 (R3)				工程				
בם עיר אבייי אה	(半四/	(110)		達月	或度を	別る指	標(KPI)		
	ペレス テ リ リ に 内 に 内 に り に り に り に り に り に り に り に り	-	ネットワ ーク無線 化、PC モバイル 化、チャ ットツー ル導入 ・							
	· Σ λ	_	10	18	,	25	35	5	50	

3. 専門的人材の育成・確保

施策No.1O	職員の総合的な対応スキルの向上
現状と 問題点	職員の認知症への理解促進が引き続き必要であるほか、救急事案への対応力の強化、災害時等にリーダーとなる職員の養成が必要となっている。
解決に向けた方向性	認知症サポーター養成講座の受講促進に加え、各部局への応急手当普及員の配置、防災 士資格取得者の計画的な増員を図ることにより、認知症高齢者等に対する適切な対応や緊 急時・災害時の組織的な対応力の強化に繋げていく。
本施策の 最終目標	令和4年度から令和8年まで、各部局2人ずつの応急手当普及員を確保・維持する。また、令和8年度までに、正規職員の認知症サポーター養成講座受講済みの割合を60%以上とし、防災士資格取得者を8人増員することを目指す。

細項目①	認知症サポー	認知症サポーターの養成						取組部署			
	職員を対象とした「認知症サポーター養成講座」、「認						取組部署				
	知症行方不明者発見訓練」等を実施し、認知症について 正しい理解を広めることにより、認知症高齢者等に対す					主担当課			介護課		
		る職員の対応力の向上を図る。 関係課 全課									
	15.17.77	指標名 基準年度 (単位) (R3)	R4	R5	F	R6	R7		R8		
取組内容						工程					
4X///EF 3 C	(単位)			或度を	E測る指標(KPI)						
	認知症サポーター養成講座	実施中	\rightarrow	\rightarrow		\rightarrow	\rightarrow		→		
	受講済の 職員数(累 計)	69	100	130	1	60	190)	220		

細項目②	応急手当普及	及員の配置					取約	狙部署	2	
	応急手当	普及員の資格	(有効期間::	3年間)を有る	する	主担	当課	総務	課	
	職員を各部局に2人ずつ配置することを目指し、業務の 一環として資格取得のための学習や講習の受講を推進 する。同資格取得者は、庁舎内等で救急事案が発生し た際の初期対応に当たるとともに、一般職員向け救命 救急講習等を担う。									
	+K+	*	R4	R5		R6	R7	•	R8	
取組内容	指標名	基準年度				工程				
	(単位)	(R3)		達月	成度を	E測る指	標(KPI)		
	応急手当普 及員の資格 取得職員数	講習、資格取得	救急事案 対応等の 活動	→	講習格取	♂ ₹ 【得	救急 彰 対 応 等 活動		→	
	(当該年度 時点におけ る正規職員 の取得者 数)	8	80	00		8	80		80	

細項目③	防災士資格區	防災士資格取得者の増強						取組部署			
			(10110710121	なし)取得に		主担	当課	危機管理課			
	た学習や講座の受講を組織として支援する体制を整える。防災士資格取得者は、避難所開設担当課と連携し、避難所の状況把握や図上訓練、職員への留意事項の周知等の事前訓練を実施し、災害に備える。								3		
							R6 R7 F				
取組内容	指標名	基準年度				工程					
	(単位)	(R3)		達月	或度を	E測る指	標(KPI)			
	防災士の資格取得職員 数(正規職	一部部署 で実施中	全職員対 象の制度 設計	実施		\rightarrow	→		→		
	員の累計取 得人数)	8	_	10		12	14	ļ-	16		

3. 専門的人材の育成・確保

施策No.11 DX推進人材の育成										
現状と 問題点	そのために	DX推進の方向性は分かっていても、デジタル化により現在の業務がどう効率化され、 そのためにどのような知識を身に着け、取り組んでいけばよいか、具体的に見えていない 職員が多い。								
解決に向け た方向性	DX推進に意欲のある職員が、好事例を学び、自己の業務に反映できるものから積極的 に取り込めるよう、スキルアップを支援する仕組みを設ける。									
本施策の 最終目標	令和8年度までに、DX・デジタル化分野のエキスパート人材(内部資格として認定)を全正規職員のうち20人養成する。									
	令和5年度までに、庁内のデジタル化推進担当者を選 取組部署									
		定し、同推進担当者の希望に応じた研修や情報収集機会を継続的に確保する。また、同推進担当者は DX 総括部 企画政策課						ī政策課		
取組内容	策の調整、技た職員は、「	是案等を担い、 DX・デジタル	性に応じた D 特に知識・プレ化分野のエ= X・デジタル(スキルを身に キスパートに	着け認定	関係	系課	全課	9.5	
以祖内台	15.EE D	++ \\	R4	R5		R6	R7	,	R8	
	指標名 (単位)	基準年度 (R3)				工程				
	(半世/	(NO)		達/	或度を	を 測る指	標(KPI)		
	DX・デジ タル化エ キスパー	タル化工 検討、準備 定、研修等 → → → → キスパー 実施							→	
	ト人材養成数(累計) - 5 10 15 20						15	20		

3. 専門的人材の育成・確保

施策№.12	外部専門人	材の活用								
現状と 問題点	けでは対処は、今後、「	できない課題	業務の高度化 も生じている 成を図るとし なる。	。特に、DX	・デジ	タル化や	やクリエ	イテ	ィブ分野	
解決に向けた方向性	一般職員では担いきれない専門性の高い分野(デジタル、クリエイティブ等)における 喫緊の課題に対応するため、外部専門人材から個別的な支援を受けることができる体制を 整える。									
本施策の 最終目標	DX・デジタル化に関する外部専門人材を令和5年度までに1人以上任用し、1月に1回以上の個別的支援が得られる状況とする。									
細項目	DX専門人材の任用 取組部署									
	令和4年度までに、「愛媛県・市町高度デジタル人材 シェアリング制度」を活用し、人材・体制面を含め、 DX・デジタル化に向けた全般的な課題・方向性を整理 した上で、令和5年度から、各施策分野の個別・具体的 なDXを支援するための任期付き外部専門人材を任用す る。									
	指標名	基準年度	R4	R5	1	R6	R7	7	R8	
取組内容	(単位)	(R3)		本		工程	hm (1/D)	1)		
	DX専門人 材による 個別的支	材による 般謀題整 的支援								
	接回数	_	_	10	12		12	2	12	

4. 働き方の多様化への対応

施策No.13	多様な立場	に配慮した	働きがいの	ある職場環	境づ	くり					
現状と 問題点	る。また、	- 2 13: 0:	置かれた環が公務員としる。	,	-171-175	, , _					
解決に向けた方向性	ルケアやモデ しての基本的 度を改善する また、勤 長時間労働の さらに、イ ワークや時	管理職、課長補佐及び係長のマネジメントカ向上のための研修を実施し、職員のメンタルケアやモチベーション向上策について理解促進を図る。また、新規採用職員が公務員としての基本的な仕事の仕方を気軽に先輩職員に相談できる環境づくりとして、メンター制度を改善する。また、勤務時間のデジタル管理(タイムカードの廃止)による勤務時間のデータ把握と長時間労働の抑制(業務量調査との連携により業務改善・効率化も図る)に取り組む。さらに、他の自治体や民間企業における働き方改革の取組事例も参考としながら、テレワークや時差出勤を含めた柔軟な働き方ができる制度を構築し、職員の多様な立場・置かれた環境に配慮する職場環境の充実を図る。									
本施策の 最終目標	令和7年度に実施する職員アンケートで、働きがいを感じている職員の割合を60%以上とする。										
取組内容	時差出勤等。 ンター制度。 出退勤時間 えるよう検記 課長補佐級、 人2年に1	・各種研修、 の充実を図 や超過勤務命 対していく。 係長級を対象 回程度行うよ	柔軟な制度運 新規採用職員 るとともに、 命等をデジタ また、令和6年 まとしたマネミ う強化し、令	への初期対応 令和 5 年度以 アル管理に切り F度から、管理 ジメント研修 6和 7 年度に	以降、り替贈、を各		当課	総務全課	課		
	指標名(単位)	基準年度 (R3)	R4	R5		R6 工程	R7		R8		
	働きがい を感じる 職員の割	テレワー ク・時差 出勤制度 施行	新規採用職員初期対応充実	タイムカ ード廃止 の検討	マネ	で マジメ ·研修	標(KPI 開 職員フ か 施	アン	→		
	合(%)	_	_	60 -							

1. 来庁者視点の窓口づくり

施策No.14 本庁 1 階への窓口サービスの集約										
現状と 問題点	することで-		手続所要時間	業務が各課に が長くなる傾						
解決に向けた方向性	専門性や正確を期する観点から、全ての手続が1つの窓口で完了する形でのワンストップ化は現実的ではないため、「本庁1階」のみで転入、転出、出生、死亡の関連手続が完了でき、それらを担当する各課が連携し、極力同じ説明や確認を省き、効率的かつ迅速に手続ができるように対応プロセスを見直す。									
本施策の 最終目標	来庁してかり	令6年度までに、転入、転出、出生、死亡時の一連の手続に係る所要時間(市役所に来庁してから退庁するまでの時間)を短縮する。 【検証方法】令和5年度及び令和8年度に、市民モニターの協力により測定した結果を比較する。								
	令和 5 年度までに、窓口サービス向上委員会(第 4 取組部署									
	7 (12 (2 (12 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17	次から継続)が中心となり、転入、転出、出生、死亡 主担当課 市民課								
	の協力を得っ ことで、所 この結果を	て窓口対応の 要時間の測定 基に、窓口の 或し、令和 6	シミュレーシ や改善点の聴 設置場所や対	の市民モニタ ョンを実施す き取りを行う 応プロセスの な、関係課が協	る 。 見	関係	系課	生、	、転出、出 死亡時の手 担当する全	
取組内容	15.T. D	++>++	R4	R5	ı	R6	R7	7	R8	
AXIII 3 L	指標名	基準年度 (R3)				工程				
	(+12)	(110)		達	成度を	E測る指	標(KPI)		
	転入、転出、出生、死亡時の一連の手	出、出生、 死亡時の 一連の手								
	続所要時間の 間の 間の 間の で の の の の の の の の の の の の の	_	_	未定		_	_		未定	

2. 手続のオンライン化

施策No.15	オンライン申請の普及・定着
現状と 問題点	本市では、コンビニ交付サービスを導入しているものの、大多数の手続において来庁による申請等が必要となっており、オンライン化が進んでいない。オンライン化の推進にはマイナンバーカードの普及促進が前提となるが、国のマイナポイント事業や市独自の普及策(休日交付、無料写真撮影等)により、令和3年度時点で普及率は4割を超えたものの、オンライン手続の導入に向けた投資を行う前提として、不十分な実態にある。
解決に向けた方向性	マイナンバーカードの普及促進に継続して取り組み、オンライン化の前提を整える。また、導入済みのコンビニ交付サービスの普及にも継続的に取り組んでいく。デジタル社会の進展を見据え、各手続を原則としてオンライン申請による受付とし、窓口ではデジタルに不慣れな利用者への丁寧な対応を行うなど、各層のニーズにメリハリを付けて対応する。なお、オンライン申請用のシステム構築が必要となる手続は、スモールスタートにより効果を確かめながら導入範囲を拡大することを基本とし、国の標準化の流れから導入が求められる手続、全課に対応する汎用的電子申請システムが利用できる手続から優先的に導入する。
本施策の 最終目標	令和8年度までに、オンライン申請(専用のシステムを用いるものに限らず、メール等を活用するものを含む。)が可能な手続を全体の概ね80%以上とする。このための前提として、マイナンバーカードがほぼ全市民に行き渡る状況を目指す。(令和5年度までに集中的に取得促進を図る。) 【検証方法】令和3年度に策定した押印見直し計画から「申請書」を抽出し、令和6年度及び令和8年度にオンライン化の動向を調査・比較する。

細項目①	マイナンバー	マイナンバーカードの普及・啓発								
	促進策と連動の進んでいる	動し、市民二・ ないターゲッ	- ズの把握を[- ズの把握を[トに向けた広	ンバーカード 図りながら、 報や休日交付 中的に取り組	普及、出		当課 	市民	誤	
									R8	
取組内容	(単位)	(R3)		工程 						
ANIEL 3 C	休日交付・ 出張を申請 の独開 の 知組開催	継続中	外部人材、 委託等を 含めた集 中的な取 得促進	外部人材、 委託 等を 含めた り的な 保促進		文継続	→		→	
	数(令和4年度中に設定)		未定	Ę	卡定	未定	Ē	未定		

細項目②	コンビニ交付	コンビニ交付サービスのさらなる普及取組部署									
	スストアに記 証明・市県 ほ	バーカードを 設置された端 民税証明の発行 成 30 年度導力	末から住民票 ラができる「1	戸籍・印鑑コンビニ交付	登録サー	主担		市民	2課		
	指標名 (単位) コ交能書間 でが証の行	基準年度	R4	R5	ſ	R6 工程	R7	7	R8		
取組内容		(R3)			成度を		標(KPI)			
		継続中	→	→		→	→		→		
	間光10 に対し、 際にこで ビニで交割 合(%)	6.1	7.0	8.0	Ç	9.0		0	11.0		

細項目③	オンライン(とに向けたシ	ステム等の改	修			取約	組部署	2		
	令和5年	度から、国が	示す「特に国!	民の利便性向.	JL.	主担	当課		請手続を取り う全課		
	を含め、マイン申請手続な 原則として5 施設の利用 能となるよう	できる手続」、転出・転入手続その他標準化の対象手続 を含め、マイナポータルぴったりサービスでのオンライ が申請手続を順次拡大する。その他の手続についても、 類則として全ての手続(第4次プランで取り組んだ公共 を設の利用手続を含む。)においてオンライン申請が可 能となるよう、汎用性の高いシステムを導入するととも こ、手続を定める規程・マニュアル等の見直しを進める。									
取組内容	指標名	基準年度	R4	R5	I	R6	R7	<u>, </u>	R8		
	(単位)	(R3)				工程					
					或度を	E測る指	標(KPI)			
	オン可っ カ サ 前 と 手 が た 気 (令 和 4	事前検討	シストのでは、シストのでは、シストのでは、シストのでは、システィンのでは、システィンのでは、システィンのでは、システィンのでは、システィンのでは、システィンのでは、システィンのでは、システィンのでは、システィンのでは、システィンのでは、カスティンのではないでは、カスティンのではないでは、カスティンのではないでは、カスティンのではないではないでは、カスティンのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	汎子ス導う 用申テ入イ順 ラ続大 大	/ 		→		→		
	年度に設定)	_	未定	未定	7	未定	未知	Ē	未定		

3. 収納方法の多様化

施策№.16	コンビニ収納、キャッシュレス決済等への対応
現状と 問題点	決済方法が多様化する中、本市の収納方法は限られているため、収納方法の拡充について検討が必要であるが、システム改修費や収納事務手数料等の経費、事務の煩雑化、収納反映に要する時間、個人情報の保護、店舗対応時におけるトラブルの可能性などが問題となる。
解決に向けた方向性	市税や料金(東温市債権徴収計画に係る債権を対象とする)は、窓口収納や口座振替だけでなく、コンビニ収納を開始する。また、料金について、インターネットバンキングを経由した支払等も受け付ける仕組みを作る(市税は、令和5年度から地方税共通納税システムを利用した電子納付を開始する予定である。また、コンビニ収納を開始する税目は、一部のスマホアプリ決済に対応する仕様となる予定)。これに加え、庁舎や各施設で手数料、使用料等を支払う際のキャッシュレス決済を導入する(指定管理施設や上下水道事業を含めて推進する。)とともに、毎日窓口で現金を取り扱う部署には、セルフレジ(又はセミセルフレジ)の導入を検討する。
本施策の最終目標	地方税共通納税システムを利用した電子納付の開始による効果検証を行い、必要性を検討した上で、令和7年度までにコンビニ収納を開始する。また、窓口以外のオンライン決済や、窓口・各施設でのキャッシュレス決済等は、令和7年度までに開始する。

細項目①	コンビニ収約	納等への対応				取組部署			
						主担当課		税務	語
	いては、必要	窓口収納や口座振替以外での収納方法の多様化については、必要性を検討した上で、令和7年度までにコンビニ収納を導入する。					関係課		h担当課で構 るプロジェ チーム(施 0.7参照)
取組内容	松無力	甘类左连	R4	R5		R6	R7		R8
ם היושועה	指標名	基準年度		工程					
	(単位)	(R3)		成度を	を測る指標(KPI)		
	コンビニ収納導入	_	事前検討	事前検討 導力 作成		入仕様 コンし 収納開			検証•拡大
	費目数(令和 5年度) に設定)	_	未定	未定	Ę	未定	未定	=	未定

細項目②	料金等のキー	ャッシュレス	決済等への対		取組部署				
	いては、必要		欠、インター	う法の多様化! ネットバンキ: る。		主担	当課	成す クト	担当課で構 るプロジェ チーム(施 5.7参照)
							関係課		担当課全課
	七抽夕	甘淮年帝	R4	R5	I	R6	R7	•	R8
取組内容	指標名	指標名 基準年度 (単位) (R3)							
	(単位)			達	成度を	E測る指	標(KPI)	
	市窓口以 外での収 - 納方法数		事前検討	事前検討	導 <i>刀</i> 作成	人仕 様 え	キャッシ ュレス決 済開始		検証•拡大
	(令和 5 年度に設 定)	_	未定	未定	Ę	未定	未定	=======================================	未定

細項目③	窓口でのキー	ャッシュレス	決済等への対	心			取組部署			
	は、令和62 ード決済等の 各種の支払)	年度までに、(のキャッシュ 方法に一体的	設の窓口での収納方法の多様化について 度までに、QRコード決済やクレジットカ キャッシュレス決済を可能とする。また、 法に一体的な対応が可能なセルフレジ(又 レジ)等の導入を検討する。							
取組内容	指標名	基準年度	R4	R4 R5 F				,	R8	
	(単位)	(R3)		成度を	シションションションションション	標(KPI)			
	市窓口での収納方法数(会和		事前検討	事前検討	導 <i>フ</i> 作成	人仕 様 え	キャッ ュレン 済開始	ス決	検証•拡大	
	法数(令和 5 年度に 設定)	_	未定	未定	7	未定	未定	Ē	未定	

4. 救急対応の強化

施策№.17	救急車の現	場到着時間	の短縮と対	応強化						
現状と 問題点		· · · · · ·	ついて、現場 した新たな取				の効率化	比が豆	『能となるよ	
解決に向けた方向性	ム等の高度化	比による現場	、通信指令を 到着時間の短がいのある方	縮、事後処理	の効率	軽化を目	指す。ま	また、		
本施策の 最終目標		度から、市境に 縮することを	こおける重症! :目指す。	事案に係る救	急車0	D現場到	着時間を	を令和	3年度比で	
	令和3年	度に、松山市	• 伊予消防等	事務組合・東	温市		取組	組部署	<u>;</u>	
	消防指令事務協議会が設置され、令和 6 年 4 月の共同 連用開始に向け、導入機器や運用方法の協議を行う。共									
取組内容	同運用開始が となるほか、 され、市境に し、現場到着	後は、消防指電 圏域内での材 こおける重症 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	令システムの高 相互応援体制の事案には、近8 を図る。また、からの円滑など	高度な運用が の充実強化が 隣の救急隊が 、Net11	可能 実現 出場 9を	関係	系課	_		
	15.14 D	++ \\	R4	R5		R6	R7	7	R8	
	指標名(単位)	基準年度 (R3)				工程				
				達	成度を	列る指	標(KPI)		
	現場到着 時間の短 線時間数	システム調達準備	システム 整備・運用 準備	→		さセン -運用 検証・ 音		拡大	→	
	縮時間数 (分) — — 3 3 3								3	

1. 協働に関する相互理解の促進

施策№.18	タウンミー	ティングの	発展的な実	施								
現状と 問題点	の制約は厳い計画の政策の	しく、その全 として協働の:	、公共サービ てを行政で担 まちづくりを 互理解が十分	うことは困難 推進している	となっが、「	っている 市民等と	。また、 :行政とG	本市 の間て	では市総合			
解決に向けた方向性	を図り、協信	市民等と行政との対話(タウンミーティングなどのコミュニケーション)の機会の充実を図り、協働の意義や必要とされる背景、メリット、役割分担などの整理・分析により相互理解を深めることを目的として、共に考える機会を設ける。										
本施策の最終目標	令和7年度に実施予定の総合計画及び総合戦略策定に向けた市民アンケートにおいて、 市民と行政が一体となってまちづくりを進めるべきだと思う市民の割合が75%(前回比5ポイント増加)となる状況を目指す。											
	今後の市の	の課題を市民の	と共有すると	ともに、協働の	のま		取約	祖部署	2			
			-人ひとりの 、市長が各地は			主担	当課	企画	i政策課			
取組内容	別タウンミ・ どを対象と 開催する。 る	ーティングや・ した世代別タ また、オンラ	子ども・若者 ワンミーティインによる開 ーティングも	・女性・高齢 [・] (ングを継続 催や事業者団	者な して 体、	関係	系課	全課	3			
	指標名	基準年度	R4	R5	ſ	R6	R7	•	R8			
	(単位)	至年4月 (R3)				工程						
				達	成度を	E測る指	標(KPI)				
	タウンミ ーティン	継続中	\rightarrow	\rightarrow		→	\rightarrow		\rightarrow			
	グ開催数 2 5 8 8 8 8											

2. 地域活性化事業の検証と新たな目標設定

施策№.19	地域交流拠	点施設の自	立性の向上									
現状と 問題点	化が進む中、 た交流拠点が より自主的が るとともに、 いる。しか おり、各取約	少子高齢化・人口減少による集落機能の低下や商店街の衰退、地域コミュニティの希薄化が進む中、地域活力の維持・向上を目指す取組の拠点として整備し、又は整備を支援した交流拠点施設等(中山間地域等に 4 箇所、横河原商店街に 1 箇所)は、住民や関係者により自主的かつ創意工夫をもって運営されており、各取組は地域住民にインパクトを与えるとともに、本市のイメージ向上、交流人口拡大、転入増加等としても効果が顕在化している。しかし、いずれの施設も運営費の支出や地域おこし協力隊等の人的支援を継続しており、各取組のさらなる活性化により自立性の向上を図りながら、運営の継続・発展を目指していく段階となっている。										
解決に向けたうに	し、本プラ: 山間地域のI 民を巻き込ん	今後は、各事業の中間検証を行うとともに、目指すべき自立のあり方と役割分担を設定し、本プランの計画期間内での達成を目指しながら、各取組の安定・継続を図る。特に中山間地域の取組においては、これまでの「稼ぐ地域づくり」を継続しつつ、より多くの住民を巻き込んだ取組に発展させていくことが重要であり、住民主体で次の動きに向けた機工醸成が図れるよう、対話の機会を確保していく。										
本施策の 最終目標	中山間地域の交流拠点施設は、令和6年度までに、人的支援がなくとも運営継続が可能な状況を目指す。また、横河原ぷらっと HOME は、令和8年度までに、経常的な家賃、 光熱費等を除く運営経費が利用者協議会等により捻出できる状況を目指す。											
	対話の機会。 べき自立のる 係者間で共 における今	度から、各地は を継続的に設 あり方や役割! 与する。これ! 後の地域づく 策の発展的展	け、令和 5 年 分担などの目 こ併せて、中i りの方向性を	度までに、目標を再設定し が関連である。 表記では、自己では、自己できます。 表記では、自己では、自己できます。	指す、関店街		当課	祖部署 	活力創出課			
	指標名	基準年度	R4	R5	ı	7 6	R7	,	R8			
	(単位)	至十十及 (R3)		\	N	工程	IT (140)					
取組内容						と測る指	標(KPI)				
	運営組織 との対話・ フミュミショ ン数(職員	継続中	→	目標再設 定・発展 的展開の 検討	伴走	支援	→		→			
	が関わった。 関もる。 形はは はは に式に に、)	5	15	15	15		15		15			

3. 市民団体、企業、大学との連携強化

施策№.20	官民協働目	手法に関する	る理解促進									
現状と 問題点	スの改善を連携した施	老朽化が進む公共施設の持続性の確保や、多様化する住民ニーズを踏まえた公共サービスの改善を進めるためには、行政単体で取り組むのではなく、市民団体、企業、大学等と連携した施策展開が有効と考えられるが、現時点では官民協働手法(PPP/PFI等)に対する職員の理解度や推進意識が低い状況にある。										
解決に向けた方向性			(PPP/PFI等) doの基礎づく			を高める	る取組な	ど、1	民間と連携して			
本施策の 最終目標		令和8年度までに、官民協働手法 (PPP/PFI等) に関する基本的な知識を有する職員を80%以上とする。										
	員向けの情 6年度から を目的とし に理解度を 確保や改善	報提供や研修 は市民団体、 たワークショ 測定する。主	民協働手法を を により理解が 企業、大学等 いプ等を行い に、公共サー に協働手法(F	足進を図り、 ³ 等との連携・3 い、令和 8 4 -ビスの持続f	令和 交流 手度 生の		当課		可政策課 可政策課 或活力創出課、			
取組内容	指標名	基準年度	R4	R5	I	R6	R7	•	R8			
	(単位)	(R3)		\- <u>-</u>	+>	エオ		(DI)				
				į		を測る	指標(K					
	研修・ワークプ	_	情報提供	研修	-	-クシ /プ等	研修2	7シ	理解度アンケ ート			
	ップ等の 開催回数	_	_	1		1	1		_			

3. 市民団体、企業、大学との連携強化

施策No.21 市内企業に対する機動的支援												
現状と 問題点	対し、今後の	の経営に不安	を感じている	、デジタル化 。このような つ正確な現状	:転換	朝におい	て、効果	果的な				
解決に向け た方向性				施するととも きない緊急的								
本施策の 最終目標		令和8年度に実施する現状把握調査中「3年前と比較した売上高の変化」において、売上が増加した事業所の割合(%)が令和4年度調査比で10ポイント改善することを目指す。										
	◇ ∓⊓	- 年にまの合/		で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	まに		取約	且部署				
	15 15 1	令和 4 年度に市内全企業への現状把握調査を迅速に 実施し、課題を把握した上で、中小零細企業振興円卓会 主担当課 地域活力創出課										
	議など産学	議など産学官金民が連携する仕組みを活用し、令和4~										
	5 年度にかり	ナて支援施策:	を検討する。	また、令和5	年度							
				より効果的な		関係	系課	_				
				も連携し、緊急 法を検討する								
	0)	元4八乙×J未ロJI		<u> </u>	•							
取組内容	指標名	基準年度	R4	R5	ı	R6	R7	, 	R8			
	(単位)	(R3)				工程						
				達 	成度を	E測る指	標(KPI)	現状把握			
	新規又は見り	-	現状把握 調査の実 施、支援 策検討	補助制度 等見直し、 新規支援 策開始	情幸	急時の 最把握 设の検	→		現れた 調査支援 の効果検 証、 検討			
	数(件)	_	_	2 2		2	2		_			

4. 公共施設サービスの維持・向上

施策№.22	指定管理、	一括委託等	の拡大								
現状と 問題点		き理において、		上を図りなが	ら持続	続性を高	あてい<	くため	の運営改善		
解決に向けた方向性	るため、指別の文化・	定管理者の導 現光関連施設	入や一括委託 だけでなく、	管理費の抑制 等をさらに推 全庁的な視点 て、条例を制	進する で検	る。これ 寸を進め	まで進ぬ る。(オ	かてき k施策	たスポーでは、市が		
本施策の最終目標	令和8年度までに、新たに4施設への指定管理者の導入を目指す。併せて、利用者アンケート満足度が指定管理者導入前より向上している状況を目指す。(同施設の平均で比較)										
	公共施設(こ新たに指定	管理者を導入	するメリット	•デ		取糸	且部署	2		
				見込める施設		主担	当課	財政	(課		
	指定管理者		施設を対象に	3和 8 年度に1 こ利用者アン [/]		関係	系課	施設全課	党管理担当課 2		
取組内容	指標名	基準年度	R4	R5	l	7 6	R7		R8		
	(単位)	坐半年及 (R3)		\	I)	工程	IT (1.45)				
					成度を	別る指	標(KPI)			
	指定管理 者導入施	_	検討	導入仕様 作成	導入		→		アンケー ト実施		
	設数 7 7 11 11 11 11 11 11										

5. 受益者負担の適正化

施策№23 適正な使用料・手数料の再設定									
現状と 問題点	平成24年3月の「使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方」策定から約9年が経過し、この間、人口減少・少子高齢化の影響が顕在化するなど、公共サービスを取り巻く状況は厳しさを増しており、受益者負担に関する考え方の再整理と、さらなる適正化が求められている。								
解決に向けた方向性	市民のニーズを的確に把握し、丁寧な説明を行いながら、定期的に使用料・手数料を見直し、近隣市町との均衡を保つとともに、受益と負担の公平性を確保する。								
本施策の 最終目標	使用料・手数料のうち、公共施設使用料は、性質の類似する施設ごとに維持管理経費に 対する使用料の割合を定め、特段の理由のある施設以外は平準化する。								
	「使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方」に 基づき、社会経済状況の変化を踏まえながら、令和4年 度に、使用料・手数料の見直しを行い、令和5年度から の料金改定に向け、規程を改正する。								I政策課 I科等徴収担
	指標名(単位)	基準年度 (R3)	R4	R5		R6	R7	7 R8	
取組内容			工程 達成度を測る指標(KPI)						
	使用料・手 数 直 数 に 数 に 数 (令和 4 年 定)	_	料金見直 し、条例 等改正	実施	_		料金見直 し、条例 等改正		実施
		数 (令和 4 年度 に設		未定	_		_		未定

6. SDGsの推進

施策No.24 SDGsに貢献する取組の具体化										
現状と 問題点	現在、総合計画等に基づき全政策分野をSDGsと関連付けており、特に重視する方向性として、環境施策の推進による美しいまちづくりを目指しているが、部局を横断する執行体制の整備が十分に進んでおらず、総合的なプロジェクトの構想・事業化には至っていない。									
解決に向けたうに	企画部門が総合的な情報提供や庁内調整を行い、全課・全職員の意識醸成を図るとともに、新規事業の事前評価を通じてSDGsを踏まえた事業提案が行われる仕組みを作る。これを基に、施策No.7によるプロジェクトチームの検討と連動しながら部局を横断する執行体制の整備を進め、地域課題を統合的に解決する新規プロジェクトの構想・事業化を目指す。(例:重信川の保全・活用やエネルギー施策を中心とした新規プロジェクトなど)									
本施策の 最終目標	令和8年度までに、複数の部署が連携して相乗効果を発揮しながら、地域課題を統合的に解決するプロジェクトを1つ以上事業化する。									
	SDGsの取組に関し、優良事例の庁内展開により各課の意識醸成を図るとともに、令和4年度から、新規事業の事前評価において、SDGsとの関連を含めて評価する基準へ見直す。これらを通して令和6年度から部局を横断する執行体制により構想を開始し、令和8年度までに新規プロジェクトの事業化を図る。								ā	
	指標名(単位)	基準年度 (R3)	R4	R5	ſ	R6	R7	•	R8	
取組内容			工程							
				達成度を測る指標(KPI) プロジェ						
	新規採択事業のうち、 SDGs への 貢献度が高 いと考えられる事業の 割合(%)	事前検討	事前評価 基準見直 し	→	クト ム等	ンチー ・チー 発足、 !開始	事業計画作成		事業化	
		いと考えら いる事業の		60	(6 5	70		70	

東温市 総務部 企画政策課

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

TEL: 089-964-2001 (代表) : 089-964-4473 (課直通)

FAX: 089-964-1609

E-mail: (官公庁)kikakuseisaku@city.toon.lg.jp : (その他)kikakuseisaku@city.toon.ehime.jp